

特定歴史公文書等利用決定通知書(移管元行政機関等用)

(移管元行政機関等の長、又は独立行政法人等) 殿

独立行政法人 国立公文書館長

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第16条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。なお、当該利用に当たっては、同法24条の規定(移管元行政機関等による利用の特例)を適用することとします。

記

No.	請求番号	特定歴史公文書等の名称	決定の内容及び利用制限を行う部分があればその理由	原本の利用を認めない理由
1			(理由)	
2			(理由)	
3			(理由)	
4			(理由)	
5			(理由)	
利用の方法		国立公文書館で閲覧を実施することができる日時・場所	令和〇〇年〇〇月〇〇日 以降・東京本館	
		写しを交付する場合の準備日数	手数料納付確認後約〇〇日程度	

(注) 利用請求時に利用の方法(写しの交付の場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法)を選択し、利用決定後も変更がない場合は、その旨を下記担当まで連絡することにより、利用の方法申出書の提出を省略することができます。

< 本件連絡先 >

国立公文書館業務課 係 (担当者名)

電 話: FAX: e-mail: